

## 第1 事業の取組等

### 1 事業の取組内容

省石油型施設園芸技術導入推進事業（以下「省石油型推進事業」という。）で実施する取組は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 省エネルギー加温設備等導入推進事業

##### ア 事業の内容

この事業は、施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、(ア)のbの事業実施者が行う(ア)のdの事業に要する経費に対し、4の省エネルギー加温設備等導入推進事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、補助を行う事業及び(イ)の取組を行う事業とする。

(ア) 先進的加温システムモデル導入事業（以下「モデル導入事業」という。）の実施

##### a 事業の内容

この事業は、園芸施設から排出される温室効果ガスを大幅に削減するため、空気膜フィルム、多層カーテンなどの高断熱被覆と組み合わせて、先進的な加温設備である木質バイオマス利用加温設備及びハイブリッド加温設備のモデル導入を推進する事業とする。

##### b モデル導入事業の事業実施者(以下「事業実施者」という。)

事業実施者は、cの採択要件を満たし、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、協議会その他農業者の組織する団体とする。

ただし、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、協議会その他農業者の組織する団体については、事業参加農家が3戸以上であること。

##### c 事業実施者の採択要件

3戸以上の農業者で組織する団体等であり、次に掲げる要件を満たすものとする。

##### (a) 施設園芸省エネルギー生産管理の実践

事業実施者は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」について（平成20年3月31日付け19生産第9343号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」をいう。以下「省エネチェックシート」という。）を利用して省エネルギー生産管理を確実に実践している者とする。

##### (b) 事業実施者の燃油利用加温面積が1.5ヘクタール以上又は年間の園芸施設燃油使用量が100キロリットル以上とする。

##### d 対象とする取組

モデル導入事業の対象とする取組は、園芸施設からの温室効果ガス排出量を削

減するための取組とし、次に掲げる（a）及び（b）を組み合わせた先進的加温システム（以下「先進的加温システム」という。）を整備することができるものとする。

なお、既に（a）又は（b）の施設を整備している場合にあつては、（a）又は（b）のうち整備していないいずれか一つの設備を整備することができるものとする。

ただし、事業実施者が自力若しくは他の助成により整備中の設備又は既に完了している設備については、この事業の対象としない。

(a) 先進的省エネルギー加温設備の整備

i 従来の石油燃料焚き加温機にヒートポンプを組み合わせたハイブリッド加温設備

暖房機と併用するヒートポンプについては、外気温の変化に応じて、暖房機との連動やヒートポンプの単独運転への切替え等の稼働条件の設定が可能な機器を整備するものとする。

ii 間伐材等を利用した木質ペレットを燃料とする木質バイオマス利用加温設備

(b) 高断熱被覆設備の整備

i 複層化した被覆資材の間にブローによる高圧空気を充てんすることにより断熱層（空気膜）を持つ高断熱被覆設備

ii 園芸施設の内張カーテンを多層化した高断熱被覆設備

e 成果目標

モデル導入事業の成果目標は、事業実施者が先進的加温システムを整備した園芸施設からの温室効果ガス排出量を、fの目標年度までに地域内基準から50%以上削減することとする。

なお、カーボンニュートラルである木質バイオマスを燃料とする場合については、新たな二酸化炭素の排出量はゼロとみなすこととする。

成果目標の基準となる地域内基準となる温室効果ガス排出量については、地域内における一重一層被覆の園芸施設における燃油使用量から算出される温室効果ガス排出量とする。

f 目標年度

モデル導入事業の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

g 事業実施等の手続

(a) 事業実施者は、事業実施主体が定めるところにより、事業実施計画を作成して、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

(b) 事業実施計画の変更については、（a）の規定を準用するものとする。

h 補助金の交付

(a) 事業実施者は、自らが行うdの取組に対して補助金の交付を受けようとするときは、事業実施計画を提出した事業実施主体に対し、その申請を行うものとする。

(b) 事業実施主体は、事業実施者がdの取組に要した事業費の2分の1以内で補

助金を交付するものとする。

なお、dの(a)の取組の補助対象経費は、次のとおりとする。

i ハイブリッド加温設備一式

ハイブリッド加温設備の導入経費から従来の石油燃料焚き加温機の導入経費を控除した額

ii 木質バイオマス利用温室用加温設備一式

木質ペレット加温設備の導入経費から従来の石油燃料焚き加温機の導入経費を控除した額

i 事業実施状況の報告

事業実施者は、事業実施年度から目標年度までの間、事業実施主体が定めるところにより、事業の実施状況について事業実施主体に報告するものとする。

また、事業の実施状況と併せて省エネチェックシートの写しを事業実施主体に提出するものとする。

j 事業の評価

(a) 事業実施者は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、事業実施主体が定めるところにより自ら評価を行い、事業実施主体に報告するものとする。

(b) 事業実施主体は、(a)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、評価のための検討会を開催し、事業実施計画に定められた成果目標が未達成であった場合には、当該事業実施者に対し、改善計画を提出させるなど適切な措置を行うものとする。

なお、事業実施主体は、評価結果の写しを農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)に報告するものとする。

(c) 生産局長は、必要に応じて事業の実施効果等に関する調査を行うことができるものとする。

(イ) 先進的加温システム導入審査委員会の設置及び事業推進事務

次に掲げる取組を実施するものとする。

a 先進的加温システムの導入計画(以下「導入計画」という。)の認定を行うための採択条件の設定及び審査基準の策定

b (ア)のaのモデル導入事業の(ア)のbの事業実施者の公募

c (ア)のbの事業実施者から申請のあった導入計画の審査及び承認

d (ア)のbの事業実施者に対する補助金の交付決定

e (ア)のaのモデル導入事業実施地区の現地確認検査

f eの現地確認検査の結果に基づき適正と認められた事業実施者に対する補助金の交付

g その他この事業の目的を達成するために必要な取組

イ 業務方法書の制定

(ア) 事業実施主体は、第1の1の(1)の省エネルギー加温設備等導入推進事業の実施に必要な事項について業務方法書を定め、生産局長の承認を受けるものとする。

(イ) (ア)の規定は、業務方法書の変更について準用する。